

北山村

第9期介護保険事業計画

及び高齢者福祉計画



目 次

第1章 計画策定の基本的な考え方	7
1 計画策定の趣旨	7
2 計画の期間	8
3 日常生活圏域の設定	8
4 計画の策定体制	8
(1) 計画の策定方法、策定にあたっての考え方	8
(2) 住民に施策や事業等を十分に周知してもらうための促進策	9
5 各種地域計画・むらづくり施策との連携	9
6 第9期介護保険事業計画の基本指針のポイント	10
第2章 高齢者等の現状	10
1 人口・高齢化率の推移と推計	11
2 要介護認定者の状況	12
(1) 現在の要介護認定者の年齢構成	12
(2) 65歳以上人口の推計	12
(3) 認定者数及び認定率の推移	14
第3章 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	15
1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査概要	15
2 ニーズ調査結果の概要	15
(1) 家族構成	15
(2) 介護・介助の必要性	16
(3) 現在の暮らしの状況	17
(4) 日々の運動や外出の状況	18
(5) 地域での活動について	19
(6) 現在の幸せ感	20
(7) 認知症について	20
第4章 計画策定の理念と視点	21
1 計画策定の理念	21
2 計画策定の視点	21
(1) 地域で支え合う体制づくり	21
(2) 社会参加機会の促進による生きがいづくり	21
(3) 介護サービスの適切な普及と質の向上	21
第5章 地域で支え合う体制づくり	22
1 地域包括ケアシステムの深化・推進	22
(1) 地域包括支援センターの運営	23
(2) 地域で支える体制づくり	24

(3) 高齢者福祉事業の推進	24
(4) 認知症高齢者の支援	28
(5) 自立支援・重度化防止に向けた取組の推進.....	29
(6) 介護サービス基盤の整備・安定供給	29
(7) 災害・感染症に備える	30
第6章 社会参加機会の促進による生きがいづくり	31
I 生きがいづくりの推進	31
(1) 社会参加の促進	31
(2) 生きがいサービス	31
第7章 介護予防・日常生活支援総合事業の充実	32
I 介護予防・日常生活支援サービス事業	32
(1) 訪問型サービス	32
(2) 通所型サービス	32
(3) その他の生活支援サービス	33
(4) 介護予防支援事業	33
2 一般介護予防事業	34
(1) 介護予防事業の充実	34
(2) 通所型介護予防事業	34
(3) 訪問型介護予防事業	35
(4) 介護予防二次予防施策評価事業	35
(5) 介護予防一般高齢者施策	35
(6) 包括的支援事業	36
(7) 任意事業	36
3 介護保険サービスの現状	38
(1) 介護給付費	38
(2) 介護予防給付費	39
(3) 地域支援事業費	39
4 事業の円滑な実施に向けて	40
(1) 介護給付の適正化	40
(2) 介護給付・介護予防給付サービスの円滑な実施の方策	40
(3) 人材確保の方策	41
(4) サービス利用を容易にする方策	41
(5) 保健・医療・福祉の環境整備	41
(6) 在宅生活の維持推進に向けた方策	42
(7) 地域活動の活性化と社会参加機会の拡充に向けた方策	42
(8) 地域の多様な主体との連携に向けた方策	42
(9) 認知症高齢者のための方策	42
(10) 高齢者の人権尊重を推進するための方策	42

第8章 介護サービス給付費等と介護保険料	43
1 介護給付費の推計.....	43
2 介護予防給付費の推計.....	44
3 地域支援事業費の見込額.....	44
4 総給付費の推移と推計	45
5 第Ⅰ号被保険者の保険料について	46
6 介護保険料基準額の設定.....	47
(1)保険給付費の財源について	47
(2)基準所得金額	48
(3)財政安定化基金の取り崩し	48
(4)介護予防訪問介護・通所介護の地域支援事業への移行	48
6 所得段階別第Ⅰ号被保険者の保険料	49
第9章 計画の推進体制.....	50
1 介護給付等の適正化の基本方針.....	50
2 適正化の内容・方針	50
(1)要介護認定の適正化	50
(2)ケアプランの点検	50
(3)縦覧点検・医療情報との突合	50
3 適正化への目標設定.....	51
4 目標指標の設定.....	51
(1)推進体制	51
(2)情報発信	51
(3)計画の数値目標や取組の進捗状況の点検・評価	51
第10章 資料編	52
用語説明	52

第Ⅰ章 計画策定の基本的な考え方

I 計画策定の趣旨

全国の高齢者人口（65歳以上）は、令和元年9月現在、3,588万人となり、総人口に占める割合（高齢化率）は28.4%となっています。今後も高齢者人口は増え続ける見込みであり、団塊の世代（約800万人）が後期高齢者（75歳以上）になる令和7（2025）年には高齢者は3,677万人（高齢化率30.0%）、第2次ベビーブームに生まれた世代（団塊Jr）が65歳以上となる令和22（2040）年には3,921万人（高齢化率35.3%）になると予測されています。

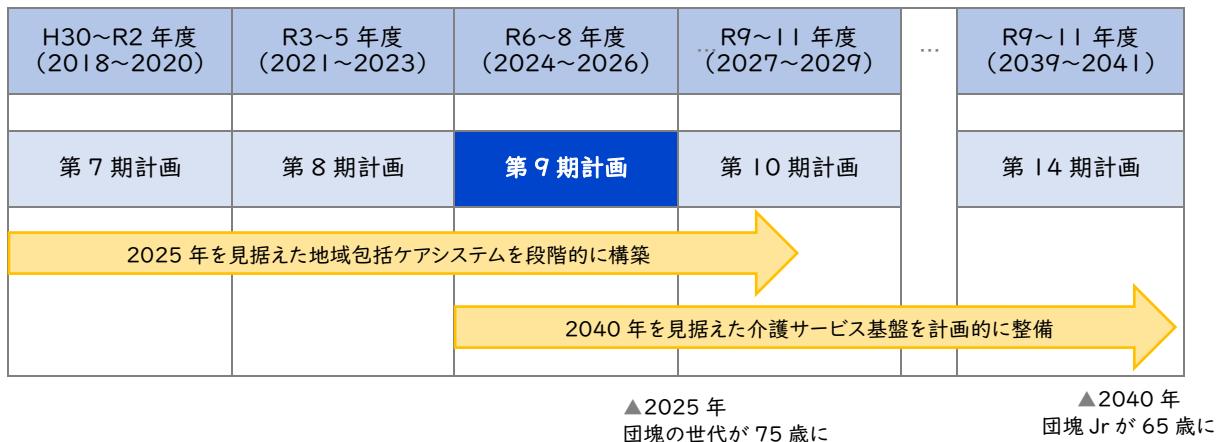
本村においても、人口減少・高齢化が進み続けており、今後も要介護認定者や認知症高齢者の増加が見込まれます。こうした人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて、地域の実情に合わせた介護サービス基盤を整備するとともに、住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進が必要となっています。

また、近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症流行による新たな生活様式等も踏まえ、高齢者福祉・介護保険制度に関する事業等についても、安全と安心を確保するための創意工夫を常に行うことが必要です。

本村においては、これらの制度改革や社会情勢を踏まえ、高齢者をはじめ今後、高齢期を迎える村民がいきいきと元気に暮らせるよう、利用者の希望に対応できる介護保険サービスの充実を図るとともに、生きがいの創出や社会参加の促進、健康づくりや介護予防の取組を計画的に進めため、北山村第9期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画を策定しました。

2 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間としますが、人口推計及び介護給付費等の推計等、国の基本指針が示す必要事項については、令和22(2040)年度までの長期展望を示すこととします。



3 日常生活圏域の設定

本村における日常生活圏域は、人口規模・面積・住民の生活形態・地域活動・交通事情などを総合的に判断し、全村を1つの日常生活圏域として設定し、介護サービスの需要、並びにその提供の基盤整備を図っていくものとします。

4 計画の策定体制

(1) 計画の策定方法、策定にあたっての考え方

① 行政機関内部における計画策定体制の整備

本計画は、介護保険事業及び高齢者保健福祉事業の運営主管課である住民福祉課及び県等との密接な連携を図りながら策定しました。

② 計画策定委員会等の設置

介護保険事業及び高齢者保健福祉事業は幅広い関係者の参画により、本村の特性に応じた事業展開が期待されるため、行政機関内部だけでなく、福祉関係者、地域住民代表、費用負担関係者等で構成する北山村第9期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定委員会（以下、「策定委員会」という。）を設置しました。

(2) 住民に施策や事業等を十分に周知してもらうための促進策

介護保険サービスと高齢者保健福祉サービスの円滑な実施を図るためにには、地域住民の理解と協力が不可欠です。

このため本村では、高齢者をはじめ広く地域住民に対し、広報やパンフレット等を通じて、介護保険制度の趣旨の普及・啓発及び介護保険制度に関する情報提供に努めるとともに、相談窓口を設け、誰でも気軽に相談できるよう配慮しました。

5 各種地域計画・むらづくり施策との連携

第9期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画は、高齢者が住み慣れた地域で健康を維持しつつ住み続けることができ、要介護状態になった時には高齢者の希望に応じて必要な介護を受けながら、地域での生活を継続できることを目的としています。

そのためには、高齢者の生きがい対策として、高齢者が地域で生活するためバリアフリーの思想を取り入れたむらづくり、高齢者に利用しやすい交通機関の計画等、様々な地域計画・むらづくり施策との連携が必要となります。

本計画の策定・推進にあたっては、こうした各種計画との整合性をもたせるとともに、各種むらづくり施策との連携をもって推進していきます。

6 第9期介護保険事業計画の基本指針のポイント

(1) 介護サービス基盤の計画的な整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していくことが必要。
- 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要。
- 中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の在り方を議論することが重要。
- 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・隨時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及。
- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要。
- 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実。

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- 地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進。
- 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進。
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備の構築。
- 重点的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進。
- 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要。
- 地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の推進。
- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化。

(3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材及び介護現場の生産性向上

- 介護人材を確保するため、待遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施。
- 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。
- 介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用。
- 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進。

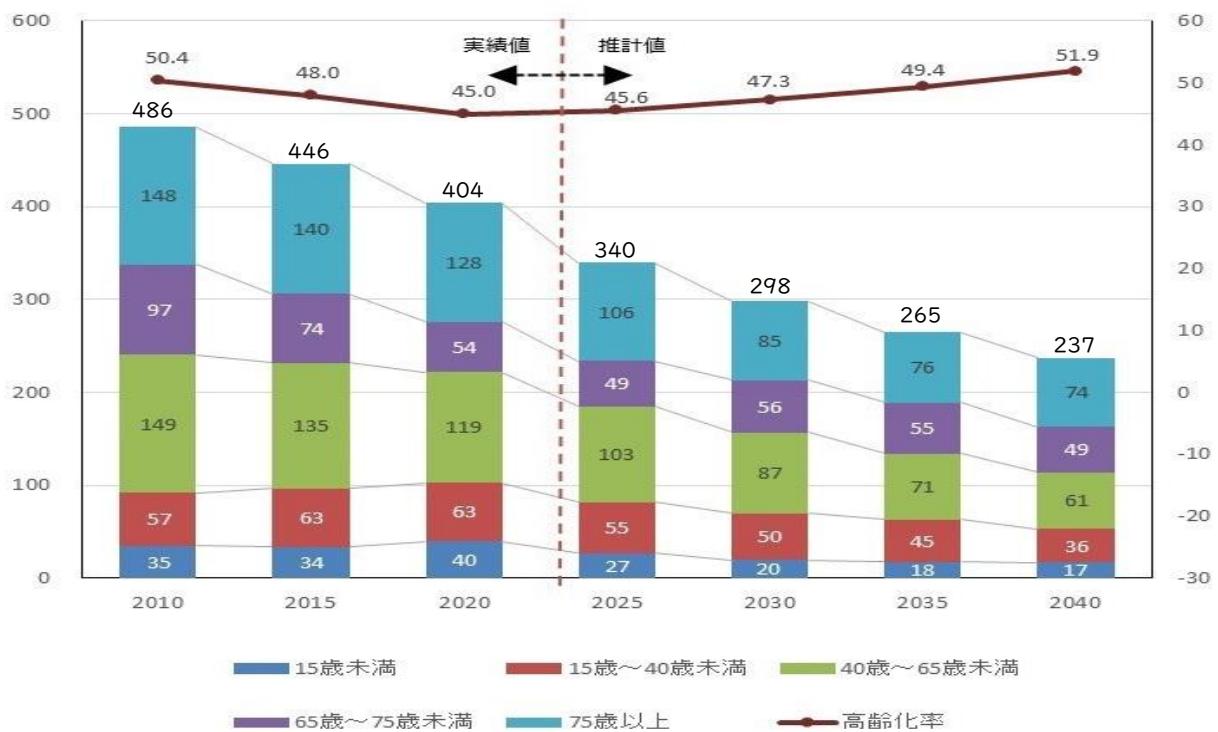
第2章 高齢者等の現状

I 人口・高齢化率の推移と推計

村の人口は、2010年の486人から2020年では404人、2040年には237人と減少する推計となっています。

また、高齢化率は2010年をピークに減少していましたが、2025年に再び増加していく2040年には50%を超える見込みとなっています。

北山村の人口・高齢化率の推移と推計



(出典) 2010年～2020年：総務省「国勢調査」

2025年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計」

2 要介護認定者の状況

(1) 現在の要介護認定者の年齢構成

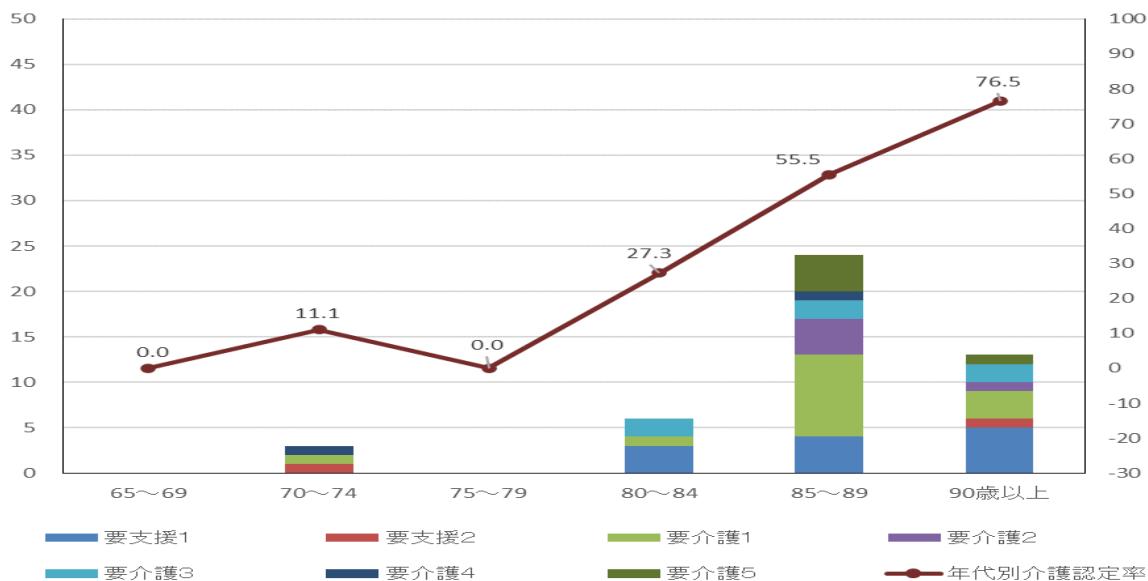
要介護(要支援)認定者を年齢階層別にみると、80歳以上から認定者が増えています。

区分	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳	85~89歳	90歳以上	合計
要支援1(人)				3	4	5	12
構成比(%)				25.0%	33.3%	41.7%	26.1%
要支援2(人)		1				1	2
構成比(%)		50.0%				50.0%	4.3%
要介護1(人)		1		1	9	3	14
構成比(%)		7.1%		7.1%	64.3%	21.5%	30.4%
要介護2(人)					4	1	5
構成比(%)					80.0%	20.0%	10.9%
要介護3(人)				2	2	2	6
構成比(%)				33.3%	33.3%	33.3%	13.1%
要介護4(人)		1			1		2
構成比(%)		50.0%			50.0%		4.3%
要介護5(人)					4	1	5
構成比(%)					80.0%	20.0%	10.9%
合計	0	3	0	6	24	13	46
構成比(%)	0.0%	6.5%	0.0%	13.0%	52.2%	28.3%	100%
年代別人口	26	27	30	22	45	17	167
年代別介護認定率	0.0%	11.1%	0.0%	27.3%	55.5%	76.5%	28.1%

※住所地特例認定者を除く

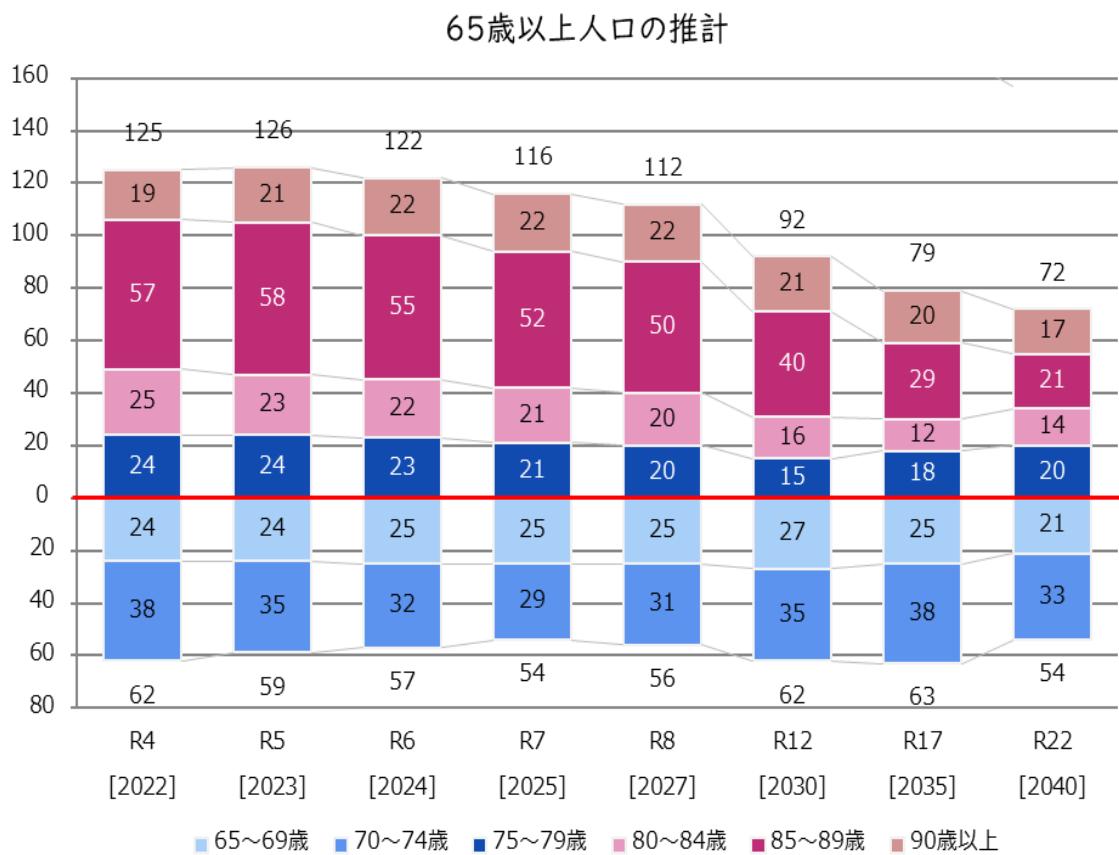
令和5年12月末時点

年代別認定者数と介護認定率



(2) 65歳以上人口の推計

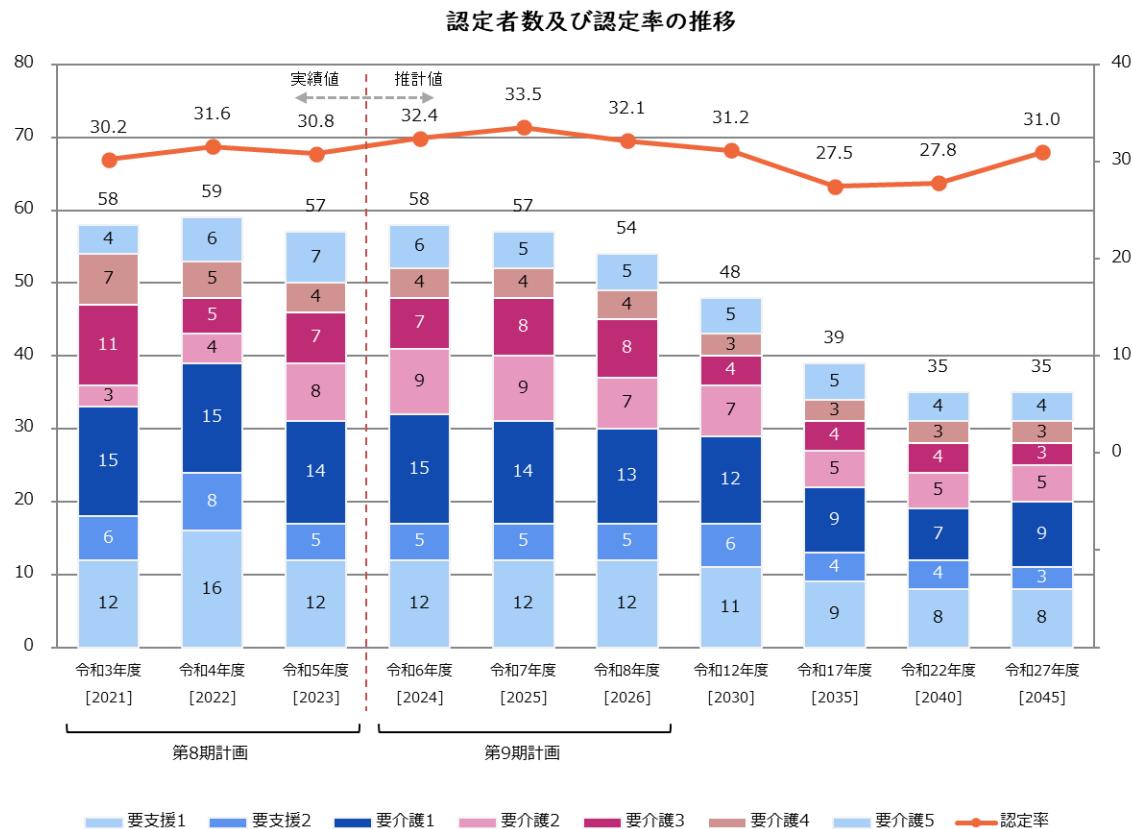
65歳以上の人口の推計では、要介護認定率の高い80歳以上の人口は令和8年までは緩やかな減少傾向の見込みです。65歳から74歳までの人口は大きな減少はない見込んでいます。



(3)認定者数及び認定率の推移

要介護(要支援)認定者は、2026年まで横ばいとなっており、その後減少していく見込みとなっています。また、認定率は大きな変動は無い見込みとなっています。

要介護度別にみると、要支援1から要介護2までの軽度認定者が増加しており、今後は少しづつ減少していく見込みとなっています。



第3章 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

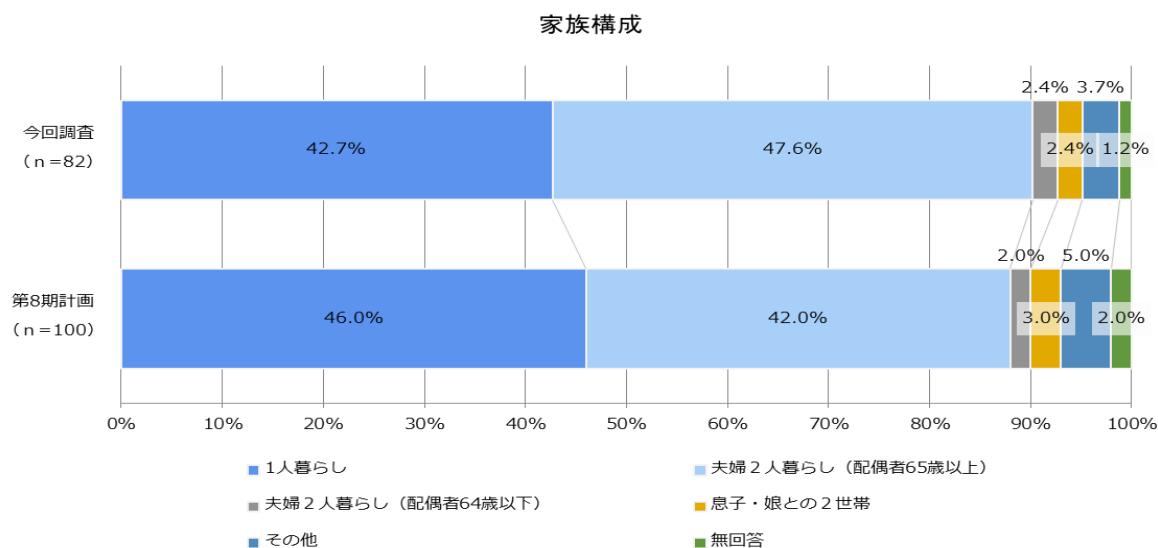
I 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査概要

調査目的	村民の方々に、暮らしや健康、介護の状況をお聞きし、地域の現状や課題等を把握するとともに、令和6度から始まる「北山村第9期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」策定の基礎資料とさせていただくため実施しました。		
調査方法	郵送法(郵送による配布・回収)		
調査対象者	112人	有効回答数(率)	82人(73.2%)
調査期間	令和5年5月～6月		

2 ニーズ調査結果の概要

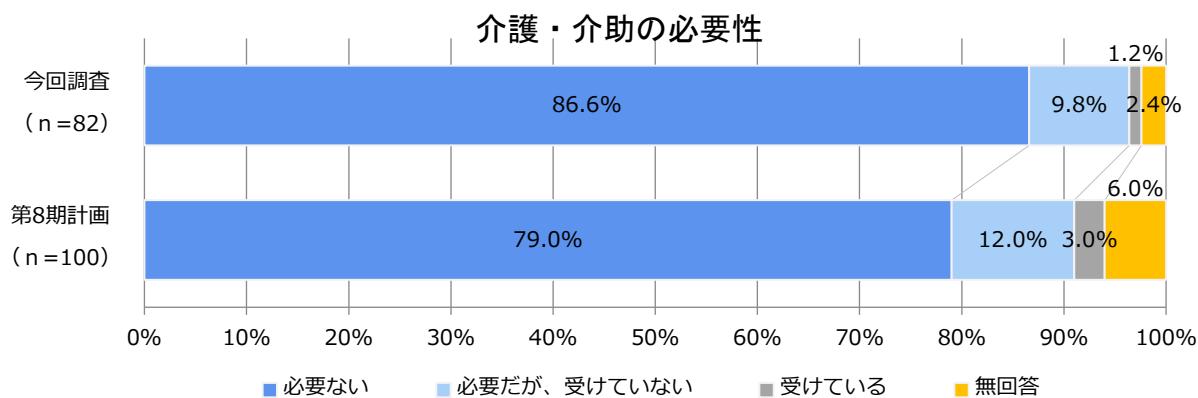
(1) 家族構成

家族構成について、「夫婦2人暮らし(配偶者 65 歳以上)」が 47.6%と最も高くなっています。次に「1人暮らし」が 42.7%となっています。「1人暮らし」と「夫婦2人暮らし(配偶者 65 歳以上)」と合わせた“高齢者だけの世帯”は 90.3%と非常に高く、第 8 期計画の調査時よりも“高齢者だけの世帯”的割合が高くなっています。



(2) 介護・介助の必要性

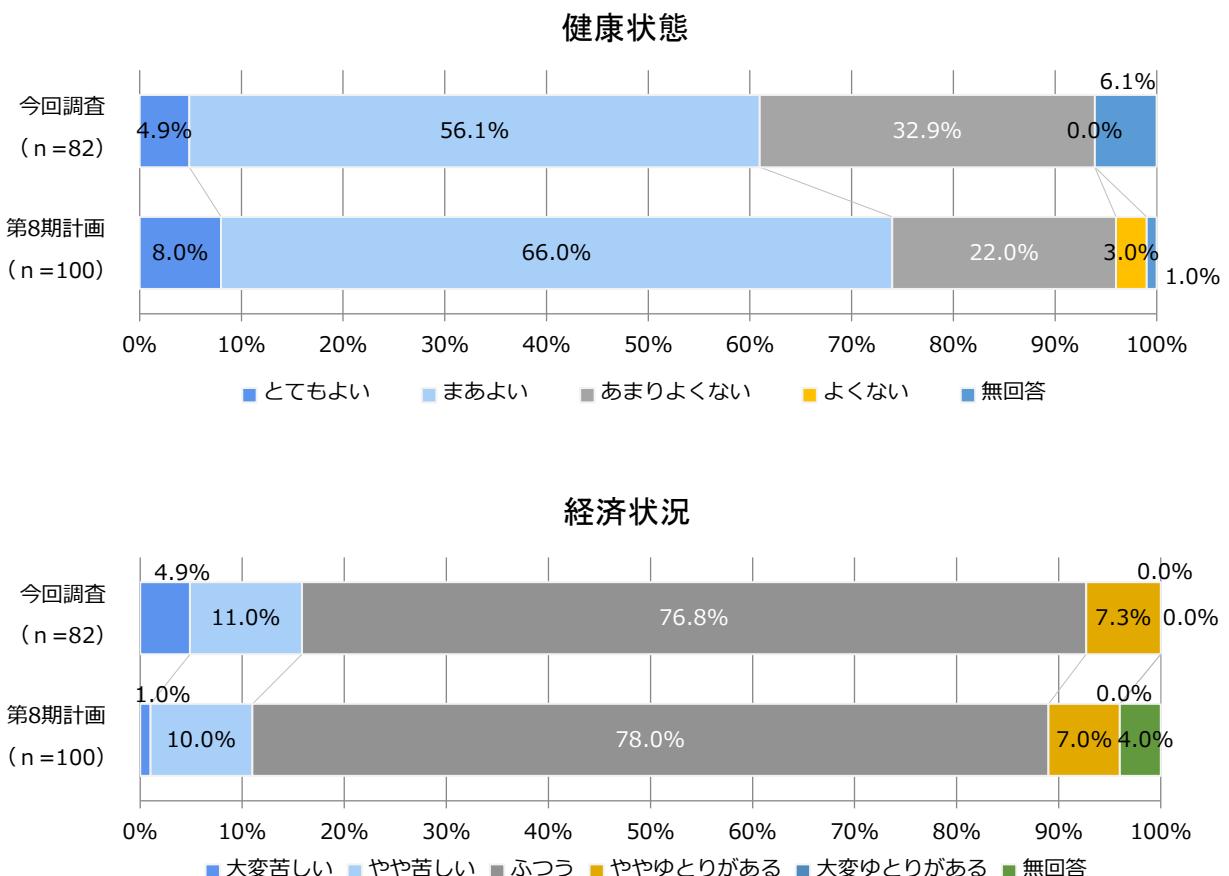
介護・介助が必要の有無について、「介護・介助は必要ない」が 86.6%と最も高くなっています。前回調査時よりも多くなっています。「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」と「受けている」については、前回調査よりも減少しました。



(3) 現在の暮らしの状況

健康状態をみてみると、「とてもよい」と「まあよい」と答えた方が減少しました。「あまりよくない」と答えた方は、前回調査より大きく増えています。

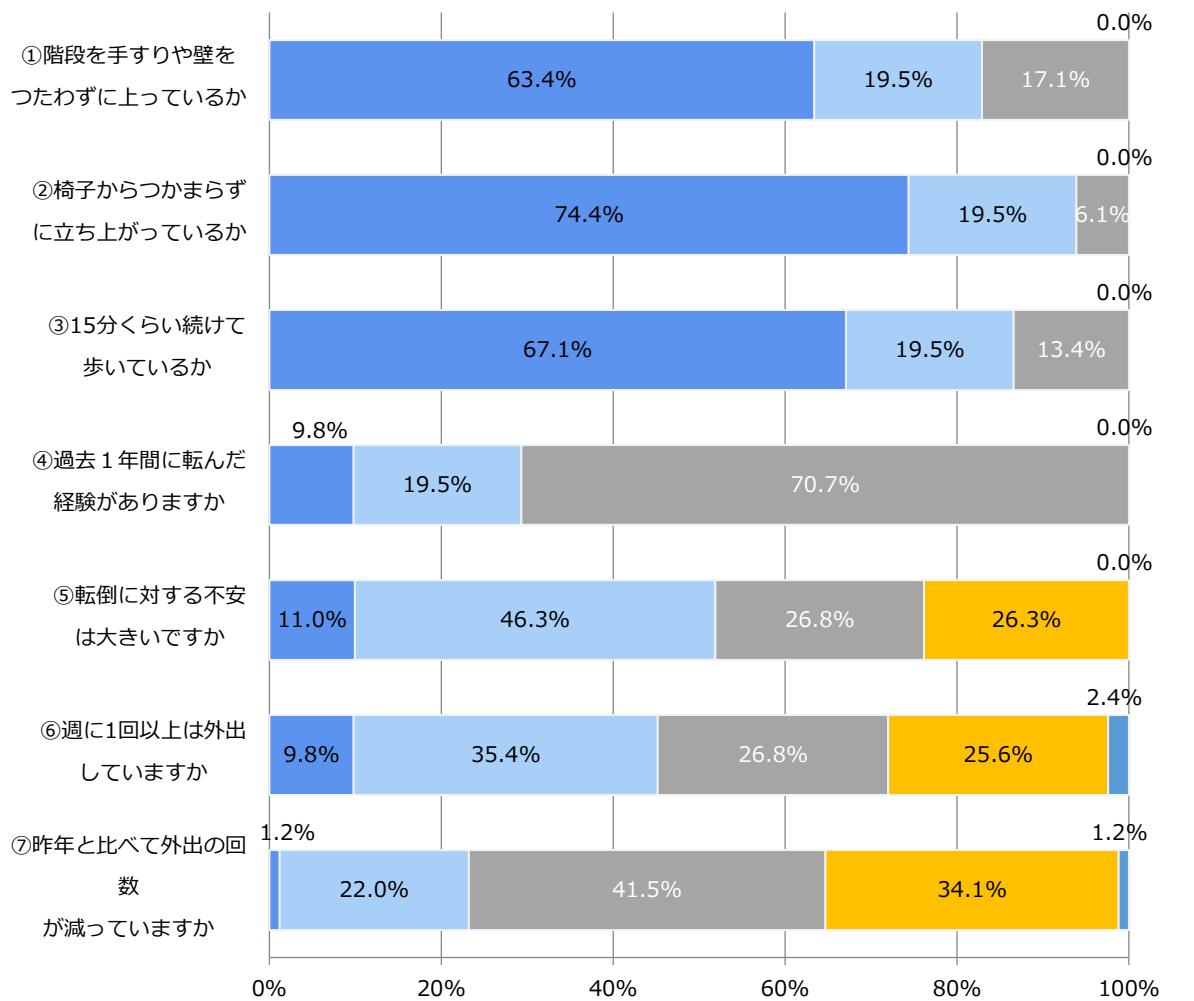
経済状況をみると“大変苦しい”と答えた方が増加していますが、全体的に前回調査時と同じような結果となっております。



(4) 日々の運動や外出の状況

運動機能の状態(質問①②③)では、「している」と答えた方が5~7割と高くなっています。また、「できるけどしていない」と合わせた“できる”状態の方がほとんどで、転倒も少ないことが分かります。転倒に対する不安(質問⑤)については、約50%以上の方が“不安”と回答しています。外出の頻度(質問⑥)では外出回数が週1回以下の方が約半数を占めます。

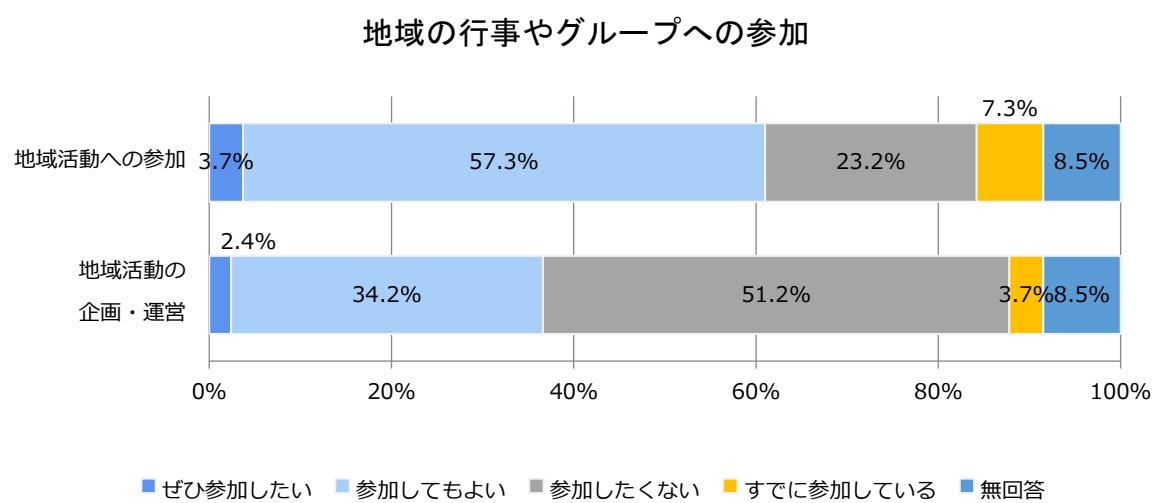
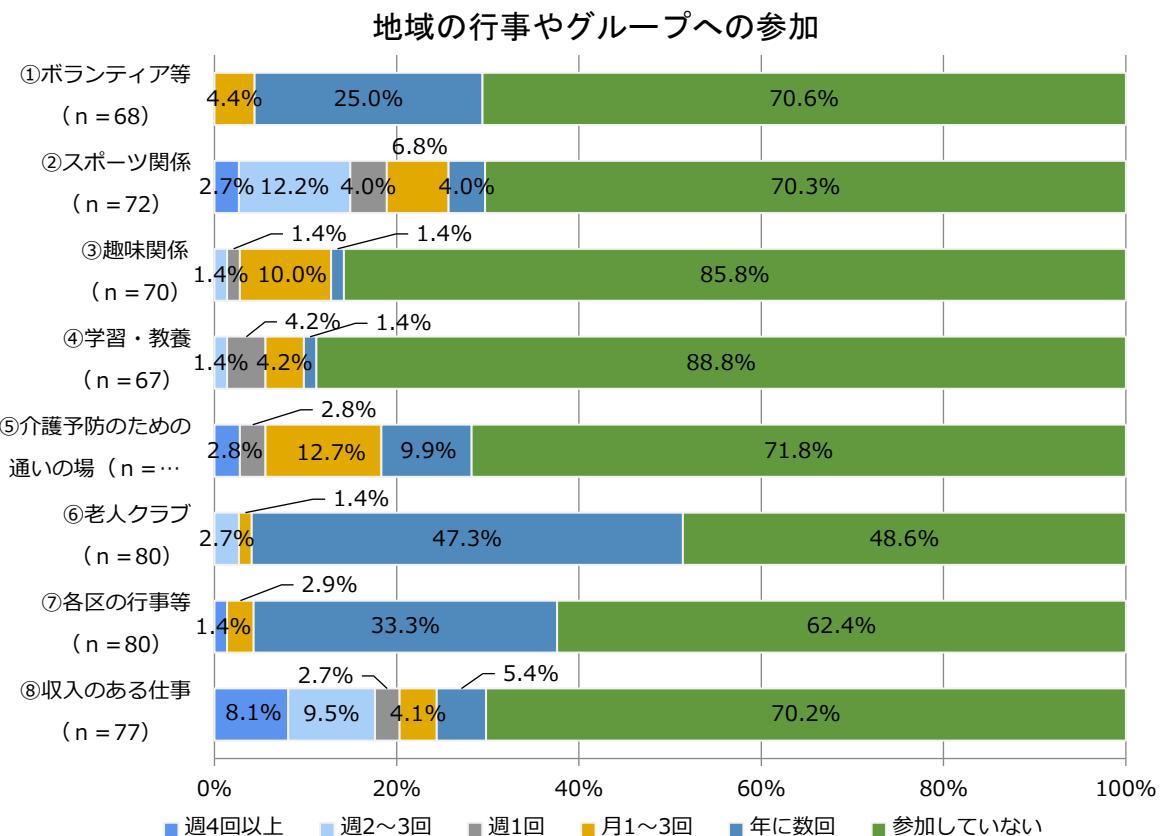
運動機能や運動機会



- ①②③ : している ■ ①②③ : できるけどしていない ■ ①②③ : できない ■ ⑤ : 不安でない ■ 無回答
- ④ : 何度もある ④ : 1度ある ④ : ない ⑥ : 週5回以上
- ⑤ : とても不安がある ⑤ : やや不安である ⑤ : あまり不安でない ⑦ : 減っていない
- ⑥ : ほとんど外出しない ⑥ : 週1回 ⑥ : 週2~4回 ⑦ : 減っている
- ⑦ : とても減っている ⑦ : 減っている ⑦ : あまり減っていない

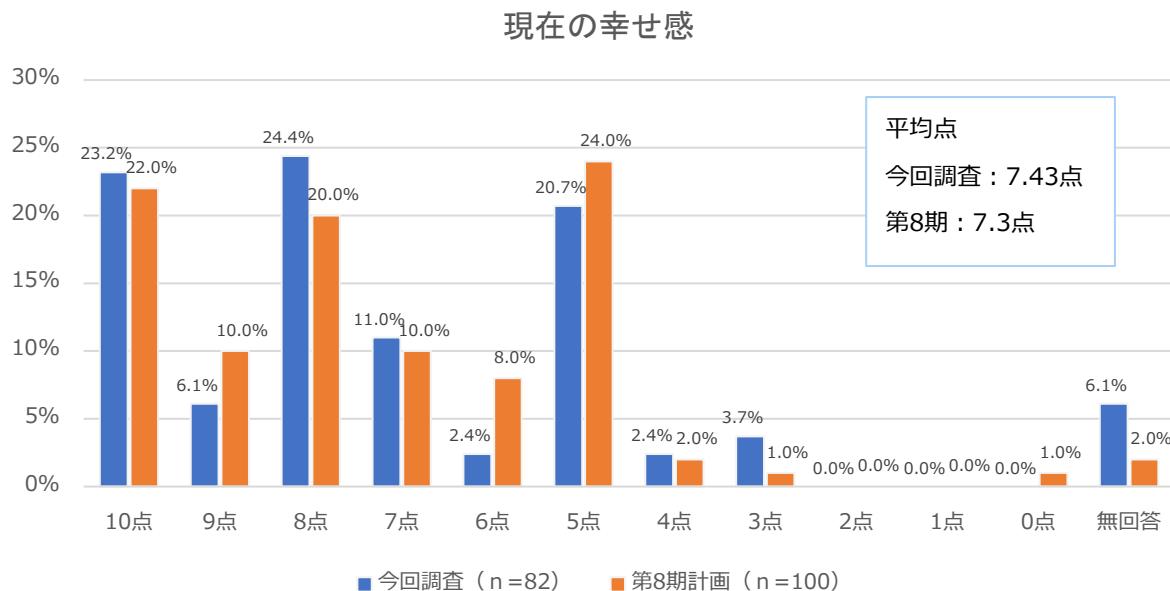
(5) 地域での活動について

各会・グループ等にどのくらいの頻度で参加しているかについて、多くの方が参加していない状況にあります。しかし、活動などの参加意欲については、“参加したい”と答えた方が約 60%と多く、企画などのお世話係として行事にかかわることについても約 40%の方が参加したいと回答していることから、本村では通いの場を充実するための資源があると言えます。



(6) 現在の幸せ感

現在どの程度幸せかについて、「8点」が24.4%と最も高く、次いで「10点」が高くなっています。前回調査より平均点は高くなりました。

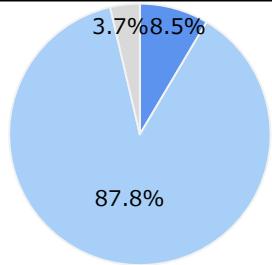


(7) 認知症について

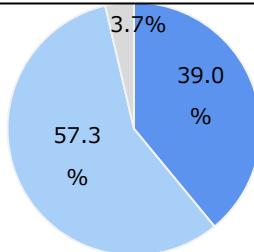
現在、本人や家族に認知症の症状がある方は7.0%でした。

認知症相談窓口については“知らない”と答えた方が60%でした。

本人・家族に認知症の症状がある方



認知症相談窓口を知っていますか



■ はい ■ いいえ ■ 無回答

■ はい ■ いいえ ■ 無回答

第4章 計画策定の理念と視点

1 計画策定の理念

本計画は、本村の高齢者が心身ともに健康を維持し、いきいきと安定した生活を送ることができるように、地域における総合的な保健・医療・福祉体系の構築を図るための施策・方向性を示すものです。

このため、要介護者等に対する介護予防・介護給付対象サービスの提供のほか、寝たきりや、認知症等の予防のためのサービスの提供、ひとり暮らし高齢者の生活の支援のためのサービスの提供等を含め、本村のすべての高齢者を対象とする福祉サービスの全般にわたる供給体制の確保に向けた施策・方向性を示しています。

「いきいきと その人らしく暮らせる 支え合いのむら」

2 計画策定の視点

(1) 地域で支え合う体制づくり

高齢者が住み慣れた地域で安心して生きがいのある生活を送るために、「介護」、「予防」、「医療」、「生活支援」、「住まい」の5つのサービスを一体化して提供していく総合的な体制（地域ケア体制）の充実に努めます。

また、家族介護にとって過度な介護負担にならない体制づくりを推進するとともに、高齢者の支援・福祉の充実に取り組みます。

(2) 社会参加機会の促進による生きがいづくり

高齢期においても、地域との関わりをもち続け、高齢者の知識や能力を活かし、さらに高めることによって、生きがいにあふれた生活を送ることができるよう図る必要があります。高齢者の豊富な知識や経験を活かして積極的に社会に参加することができるよう、地域活動の活性化と社会活動に参加する機会の拡充に努めます。

(3) 介護サービスの適切な普及と質の向上

利用者本位の視点に立って、高齢者のニーズを的確に把握し、高齢者が安心して必要なサービスを利用できるよう、介護サービスの適切な普及と質の向上を目指します。

第5章 地域で支え合う体制づくり

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

令和7(2025)年・令和22(2040)年を見据えて、重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、これまで進めてきた、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を目指します。

本村においては、今後も地域包括ケアを担う医療・保健・福祉のサービス基盤のさらなる整備を進め、これらの機能を維持しつつ、ケアの質の一層の向上を図っていくことが必要となります。

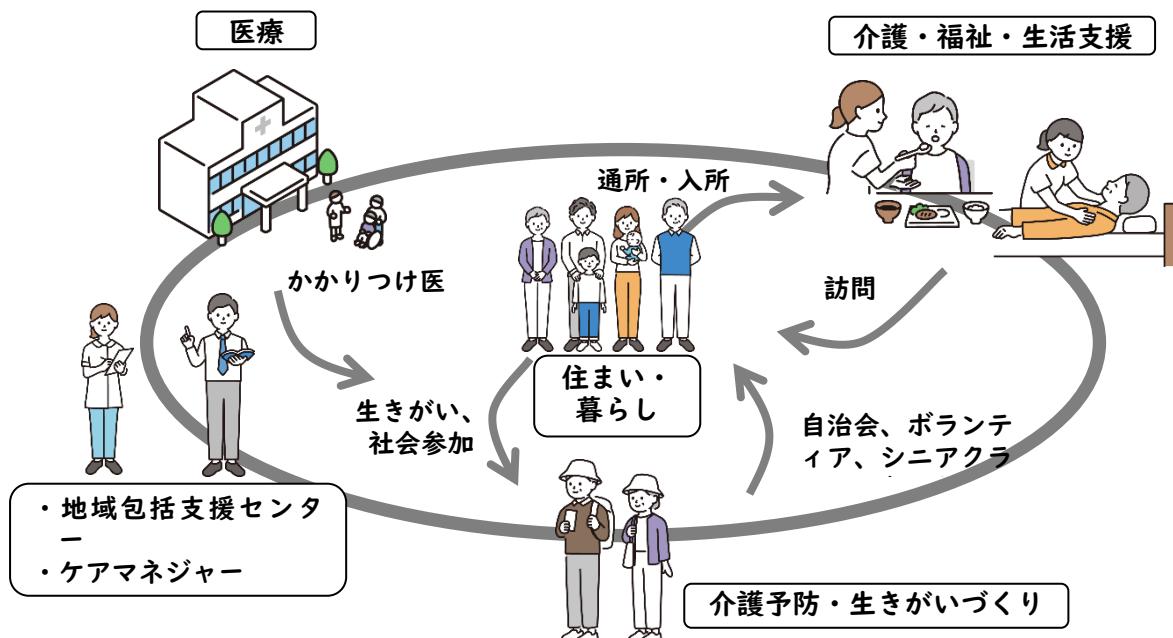
そのため、医師、看護師をはじめとする医療専門職、ホームヘルパーなど介護専門職、そして、保健師、ケアマネジャーなど、医療と介護をつなぐ役割の専門職が、多職種協働による「チームケア」を一層推進し、医療や介護が必要な高齢者を支えていきます。

また、地域包括ケアのためには、医療や介護だけでなく、高齢者一人ひとりの積極的な介護予防、健康づくり、生きがいづくり活動や地域住民による見守り、支え合いのネットワーク、さらには生活支援サービスの充実が不可欠です。

民生委員など、ボランティアや地域住民の協力を得ながら、高齢者筋力向上トレーニング事業等の本村独自の様々な取組の一層の活性化を図っていきます。

すべての高齢者がこれからも住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、老若男女すべての世代の人々があたたかい思いやりをもって見守り合い、高齢者の生活を心豊かに支え合うことができる地域づくりを推進します。

【地域包括ケアシステムのイメージ】



(1) 地域包括支援センターの運営

① 地域包括支援センターの体制

本村においては、地域包括支援センターを次の通り設置し、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

ア) 設置個所数：1箇所

イ) 運営方法：北山村直営

ウ) 職員配置：保健師1名を配置

② 地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センターは、地域の高齢者や介護家族の総合相談窓口として、また、一貫した介護予防マネジメントの中心として、その運営の公平性・中立性が強く求められています。

このため、学識経験者、サービス事業者、関連団体代表及びサービス利用者代表等による地域包括支援センター運営協議会を開催し、地域包括支援センターの公平・中立な運営に努めます。

③ 地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターにおいては、地域支援事業の1つである包括的支援事業を実施します。この事業は以下の4つの事業で構成されています。

ア) 介護予防マネジメント

介護予防事業の利用者と要支援認定者へのマネジメントを一貫して行い、より効果的・効率的な介護予防を実施します。

■ 介護予防ケアプランの作成・評価（実績）

単位：件

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
作成(評価)件数	211	246	170

イ) 総合相談・支援事業

地域の相談・支援の中心として、在宅介護支援センターで培われたノウハウを活用しながら、総合相談・支援事業を実施します。

ウ) 権利擁護事業

高齢者の人権・権利を守るために、社会福祉協議会で実施されている日常生活自立支援事業と連携し、高齢者の権利擁護に関する事業を実施します。

■虐待対応実施件数(実績)

区 分	単位:件		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込み)
虐待対応実施件数	0	0	0

エ) 包括的・継続的マネジメント事業

支援困難事例等に関するケアマネジャーへの助言や地域のケアマネジャーのネットワークづくり等の事業を実施します。

(2) 地域で支える体制づくり

① 災害・感染症への対策

災害に対して「北山村地域防災計画」に沿って対策を行い、高齢者の安全・安心な環境づくりに努めます。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、国や県と整合する取組を推進し、また平時ににおける充実を図り、高齢者の非常時・緊急時の安全を確保します。

② 高齢者、家族、地域が安心できる体制の構築

各地区や各種団体の活動を通して地域の見守りを行うとともに、災害・事故・犯罪・消費者被害等、様々な不測の事態から高齢者を守るため、正しい知識の啓発のほか、関係機関のネットワーク強化等、地域コミュニティの連携促進を図ります。

(3) 高齢者福祉事業の推進

① 外出支援サービス事業

外出支援サービス事業として、外出が困難な高齢者（要支援、要介護認定者）に対して、移送用車両等により在宅サービスを利用する際や医療機関を利用する際の送迎費用の助成を行います。

現在、社会福祉協議会に依頼し登録により実施していますが、今後も外出困難な高齢者の利用が増えると思われるため、引き続きこの事業を実施していきます。

■事業実施状況(実績)

区 分	単位:人		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込み)
延利用者数	76	70	82

② 家族介護支援事業

1) 在宅高齢者紙おむつ給付事業

在宅の介護用品を使用している寝たきりなどの高齢者に対し、福祉の向上及び介護する家族の経済的負担を軽減することを目的として、紙おむつを給付します。

実利用者数は減少していますが、今後も寝たきり高齢者の増加が予想されますので、対象者や家族の福祉の向上のため必要な事業として継続していきます。

■事業実施状況(実績)

単位:人

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
利用者数	10	12	12

2) 家族介護慰労金支給事業

重度要介護高齢者等(介護4・5)を自宅で介護している方に、その生活の向上と福祉の増進のために慰労金を支給します。

■事業実施状況(実績)

単位:人

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
利用者数	2	2	2

⑤ 高齢者筋力向上トレーニング事業

高齢者筋力向上トレーニング事業として、在宅の高齢者で事業実施により効果が期待できる人を対象に、運動機能の向上のためのエクササイズ、ロコモ等のトレーニングを実施します。

高齢者に対する運動機能の向上は要介護状態となる原因のひとつである転倒防止に効果があり、今後も推進していくかなくてはならない介護予防の重要な事業のひとつとして周知、啓発を図っていきます。

■事業実施状況(実績)

単位:人

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
延利用者数	418	453	468
開催回数	37	37	38

⑥ いきいきサロン(通いの場)

通りの場として、家に閉じこもりがちな高齢者に対し、高齢者生活福祉センターや区民会館において日常動作訓練や趣味活動などの各種サービスを提供します。高齢者がいきいきと暮らすことができるよう、また介護予防の観点からも、事業内容の充実強化を図ります。

- ・生活支援コーディネーターと連携し、高齢者が生活支援の担い手となって活躍することが期待されている多様なサービスの創出について、住民のニーズに応じて検討する。
- ・いきいきサロンの高齢者の参加率 6%を目指します。

■事業実施状況（実績）

単位：人

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込み)
延利用者数	144	92	84
開催回数	26	28	21

⑦ 生活管理指導短期宿泊事業

生活管理指導短期宿泊事業として、社会適応が困難な高齢者に対して、生活支援ハウスへの短期間の宿泊により、生活習慣等の指導を受けて体調調整を図るサービスを行います。

■事業実施状況（実績）

単位：人

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込み)
利用者数	2	3	3

⑧ 生活支援ハウス

60 歳以上のひとり暮らしの人や夫婦のみの世帯に属する方及び家族による援助を受けることが困難な人で、高齢などのために独立して生活することに不安のある方が安心して健康で明るい生活を送ることができるよう、介護支援機能や居住機能及び交流機能を総合的に提供する施設です。利用者は、収入による一定の居住部門利用料のほかに光熱水費・食費などの生活費の実費を負担します。

今後もひとり暮らしの高齢者等がこの地域で安心して生活できる環境づくりに努めます。平成 28 年に増築し、定員は 13 名となっています。

■事業実施状況（実績）

単位：人

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
最大月間利用者数	13	13	13

⑨ 在宅福祉サービス等利用料助成事業

介護保険制度や障害者総合支援制度では十分な支援ができない方に対して、在宅福祉サービス利用者負担額を助成し、自立した生活を営むことができるようになります。助成の対象は、社会福祉協議会の実施している「来てたもれサービス」(生活援助事業)です。今後も住み慣れた地域・居宅において安心して暮らすことができるよう、引き続きこの事業を実施していきます。

■事業実施状況(実績)

単位:人

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
実利用者数	7	9	7
延利用回数	21	26	20
助成額	29,600円	30,300円	25,600円

⑩ 住宅改造費助成事業

住宅改造費助成事業として、住み慣れた地域で高齢者が自立し安心して生活が送られるとともに介護者の負担軽減を図るために、自立支援を要する高齢者の住宅を身体の状況等に応じて安全かつ利便性に優れたものに改造するための費用を助成します。

実利用者数はありませんが、今後も住み慣れた地域・居宅において安心して暮らすことができるよう、引き続きこの事業を実施していきます。

⑪ 配食見守りサービス利用助成事業

調理、栄養管理等を行うことが困難な高齢者等が、安否確認を兼ねた配食サービスを利用する費用を助成します。今のところ利用者はいませんが、高齢者の自立支援のために今後も事業を継続していきます。

(4) 認知症高齢者の支援

認知症は、特別なものではなく、加齢とともに訪れる自然なものとして捉えて、認知症になつても、自信を否定せず、また周りから否定されずにありのままの状態暮らせることを認知症施策の前提として進めるとともに、国が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容に対応します。

① 認知症についての周知・啓発

認知症高齢者の尊厳が傷つけられることなく、認知症に対する正しい知識が地域や社会全体に広まるよう、地域の支援者を対象に認知症サポーター養成講座を実施しており、今後も啓発活動に取り組んでいきます。

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
認知症サポーター養成講座 受講者数(人):目標値	5	5	5

② 認知症についての早期発見・早期予防

認知症を早期に発見して速やかに対応するためには、地域包括支援センターが中心となり、地域住民への普及・啓発に努め、また、認知症となることを予防するためにも、地域支援事業の実施により、高齢者の閉じこもりの防止や地域活動等を促進します。

③ 相談・支援の機能強化

地域包括支援センター内に「認知症初期集中支援チーム」を立ち上げています。認知症に関する相談対応力をさらに強化し、事例の検証や関係機関との連携強化を図ります。また、通いの場と一緒に「認知症カフェ」を開設し、認知症本人や家族の不安を軽減できるよう努めています。

③ チームオレンジの構築

認知症になつても地域で変わらず暮らしていくよう、社会参加ができる地域づくりが大切です。認知症サポーターの量的拡大、チームオレンジの構築を図り、地域で支え合う体制づくりを推進します。

④ 権利擁護のための取組

認知症などにより、財産管理ができなくなったり、悪徳商法の被害に遭うおそれがある人に、成年後見制度や日常生活自立支援事業の円滑な利用を促進します。

ア) 成年後見制度利用支援事業

精神上の障害によって判断能力が不十分な人（認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等）が、社会生活において様々な法律行為や、その法律行為の結果について判断できないうな場合において、成年後見制度を利用できますが、身寄りがないなどの場合には、

必要に応じて、村長が本人等に代わり申し立てを行い、認知症高齢者等の権利擁護に努めます。

イ) 日常生活自立支援事業

精神上の障害によって判断能力が不十分な人（認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等）に対し、福祉サービスの利用手続援助や日常的な金銭管理等を行う日常生活自立支援事業が社会福祉協議会を実施主体として実施されています。本村では、この事業が円滑に利用できるよう、今後も社会福祉協議会と十分な連携を図ります。

（5）自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

① 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、要介護認定者の増加や地域共生社会への対応等、その重要性が一層高まると予想しています。これらの状況に対応するため、地域包括ケアシステムの中核機関となる地域包括支援センターの機能強化を図ります。

② 自立支援型ケアマネジメントの推進

自立支援型ケアマネジメントを実現するため、地域ケア会議を実施しています。

多職種協議をし、個別ケースや困難事例を検討することにより、自立支援型ケアマネジメントの実現やケアマネジャーの質の向上を目指します。

○地域ケア個別会議を月1回開催します。

○地域ケア推進会議を年3回開催します。

（6）介護サービス基盤の整備・安定供給

介護給付及び地域密着型サービスなどの居宅サービスや介護老人福祉施設などの介護保険施設サービスについて、各サービスに対する利用ニーズ、サービス提供基盤の状況などを総合的に鑑み、中長期的な視点で適切なサービスの確保に努めます。

① 居宅サービス提供体制の安定確保

サービス供給体制を安定的に確保していくため、サービス提供事業者等と連携を深め、適切かつ良質なサービス提供となるよう努めます。

② 地域密着型サービス提供体制の安定確保

住み慣れた地域での生活を支える一助として、地域密着型サービス提供体制の整備及びサービス内容の周知に努めます。

	整備状況	必要利用定員数		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	0	0	0	0

③ 施設サービス供給体制の安定確保

令和5年度現在の特別養護老人ホームの待機者はありませんが、今後も本計画の進歩状況や県の施設整備計画及び圏域の施設整備状況等を鑑みながら、施設整備の検討を進めます。

(6) 災害・感染症に備える

新型コロナウイルス感染症のように、新たな感染症が今度も発生する可能性があります。新型コロナウイルス感染症からは、感染者が発生する中でいかに事業を継続していくかなどを事前に想定し、事前に準備することが重要です。また、南海トラフ巨大地震などの大規模災害についても、年々発生リスクが高まっており、こうした事態へのさらなる対策が必要です。こうした感染症や災害発生時の人員の応援体制や避難連携などの体制づくりを進めていきます。

① 緊急時における協力体制の構築

新たな感染症や災害等が発生した場合に備えて、人員の応援体制や避難連携など、事業者間の協力体制の構築を図るため、事業者との協議の場を活用するなどの取組を進めます。

② 避難行動の強化

大規模災害の初動時に、地域住民が可能な協力をして、支援が必要な高齢者の避難誘導や安否確認が行えるよう、「避難行動要支援者台帳」への登録や災害時の行動をあらかじめ計画する「個別避難計画」の作成を促進し、自治会、民生委員等の協力を得て、日ごろから要支援者を地域で把握し、見守る自主防災力の強化に努めるとともに、事業者において、災害時に適切な行動が図られるよう避難訓練の実施や非常災害対策計画等について定期的に確認し、必要な支援を行います。

第6章 社会参加機会の促進による生きがいづくり

I 生きがいづくりの推進

明るく活力に満ちた高齢社会を確立するため、高齢者一人ひとりが地域社会の中で自らの経験と知識を活かして積極的な役割を果たしていくような地域社会づくりが重要です。

(1) 社会参加の促進

高齢者が活力ある地域づくりの担い手として積極的に地域活動に参加することで、自らの健康を認識する機会となり、また介護予防へつながっていきます。

○シニアクラブ等への支援

高齢者が生きがいをもって暮らしていくためには、高齢者自身が意欲的に地域活動に参加したり、奉仕活動を行ったりするなど、地域や社会で活動することが望まれます。そこで高齢者の社会参加を促進するため、シニアクラブ等各種高齢者団体への加入を促すとともに、健康増進活動、世代間交流等に対する支援を行います。

(2) 生きがいサービス

高齢者福祉サービスでは、生きがい活動支援、生きがいと健康づくり推進事業など、家に閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者等に対して、生きがいづくり等のサービスを提供しています。今後もサービスの推進を図り、生きがいのある生涯を過ごすため、健康づくりや生きがいづくり、社会参加の促進など事業を実施します。

第7章 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

I 介護予防・日常生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業（通称：総合事業）は、要支援者や基本チェックリストによる事業対象者を対象に、それらの方々の多様な生活支援のニーズに対応するため、介護予防訪問介護等のサービスに加え、住民主体の支援等も含め、多様なサービスを制度に位置づける事業です。

この事業は、「訪問型サービス」、「通所型サービス」、「その他の生活支援サービス」及び「介護予防ケアマネジメント」から構成されます。

事業	内容
(1) 訪問型サービス (第1号訪問事業)	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供
(2) 通所型サービス (第1号通所事業)	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場等日常生活上の支援を提供
(3) その他の生活支援サービス (第1号生活支援事業)	要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食やひとり暮らし高齢者等への見守りを提供
(4) 介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援事業)	要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメント

(1) 訪問型サービス

訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するサービスと、それ以外の多様なサービスからなります。

既存サービス事業所やボランティア、住民等の支援の担い手の意向を把握するとともに、サービス内容について、十分な協議・検討を行います。短期集中型サービス（C型）の実施について検討し、多様なサービスの提供に努めます。

また、医療機関や介護サービス事業所、地域の民生委員や近隣住民、ボランティア等との連携を強化し、必要な訪問対象者の把握に努めます。

(2) 通所型サービス

通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなります。

現在の介護予防通所介護サービスの内容を把握し、既存サービス事業所に依頼すべきサービスと、地域における担い手やボランティア団体に依頼すべきサービスとに整理し、サービスの需要・供給量を精査します。

また、既存サービス事業所やボランティア、住民等の支援の担い手の意向を把握するとともに、サービス内容について、十分な協議・調整を行います。

(3) その他の生活支援サービス

その他の生活支援サービスは、栄養改善を目的とした配食や、住民ボランティア等が行う見守り、訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援（訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等）からなります。

先進事例の研究、研修への参加、地域における担い手の把握、協議体での議論を進めます。

併せて、地域で生活していくことが困難な高齢者を支援するため、ボランティア、NPO、社会福祉法人、企業、自治会、シニアクラブ等様々な主体と連携し、生活支援（見守り・配食・外出支援・サロン等）サービスの充実を図ります。

また、それら関係者のネットワークや既存の取組・組織等を活用し、不足するサービスの開発や地域のニーズと活動のマッチングを図り、生活支援サービスの提供体制の整備を行うコーディネーターの配置を進めます。

(4) 介護予防支援事業

要介護状態になることを予防するために介護予防ケアプランを作成するとともに、要支援1・2の人に対しては、できる限り要介護状態にならないように自立支援と目標指向型のサービス提供を推進しながら、介護予防ケアマネジメントを実施しています。

支援が必要な高齢者の自立に向けた適切なケアマネジメントの実施に努めます。

また、自立支援や介護予防のための総合事業の趣旨やサービスの内容について、利用者の同意・理解を得て提供できるよう努めます。

2 一般介護予防事業

一般介護予防事業は、第1号被保険者のすべての方及びその支援のための活動に関わる方を対象に、介護予防が必要な方の把握やそれらの方々の介護予防活動への参加促進、地域での介護予防活動の促進等を行う事業です。

なお、以前の二次予防事業における通所型・訪問型介護予防事業は、介護予防・生活支援サービス事業に含まれます。

(1) 介護予防事業の充実

閉じこもり等の何らかの支援を必要とする人を把握するとともに、地域で活動する関係機関・団体等との連携や支援により、高齢者の状況把握やその後の介護予防活動につなげるよう努めます。

(2) 通所型介護予防事業

介護認定を受けた方のうち要支援の判定を受ける原因となる疾患の上位は変形性関節症や骨折です。これらの疾患は、筋力の低下がきっかけとなって起こることが多く、特に高齢化率の高い地域での拠点の整備を目指します。

現在、事業への参加実績はありませんが、状況に応じて事業を実施するように努め、今後も、生活機能の維持・改善を目指し、これから的生活を見直していくきっかけとなるよう事業の実施を検討していきます。

・運動器の機能向上プログラム

転倒骨折の防止及び加齢に伴う運動器の機能低下の予防・向上を図る観点から、ストレッチ、有酸素運動、簡易な器具を用いた運動等の実施を検討します。

・栄養改善プログラム

高齢者の低栄養状態を改善し、自分らしい生活の確立と自己実現を支援することを目的として、個別的な栄養相談、集団的な栄養教育の事業の実施を検討します。

・口腔機能の向上プログラム

口腔機能の向上のための教育や口腔清掃の指導、摂食・嚥下機能に関する機能訓練の指導等の事業の実施を検討します。

(3) 訪問型介護予防事業

「うつ・認知症・閉じこもり」予防・支援では、必要に応じて事業を検討します。

また、「食」の自立支援事業も公的事業の役割を踏まえ関係団体等と連携・検討を行い、必要に応じ実施できるように努めていきます。

- ・「うつ予防・支援」「認知症予防・支援」「閉じこもり予防・支援」

心身の状況等により通所形態による事業への参加が困難な人を対象に保健師等が訪問して、その生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な相談・指導を実施します。

- ・「食」の自立支援事業

栄養改善が必要な高齢者（二次予防対象者把握事業により把握された高齢者に限る）に対し、配食サービス等を手段として活用し、その状況を定期的に把握するとともに、「食」の自立の観点から計画的・有機的につなげて提供できるよう利用調整を行います。

(4) 介護予防二次予防施策評価事業

介護予防二次予防施策の評価を実施し、今後データの活用を図っていきます。

(5) 介護予防一般高齢者施策

① 介護予防普及・啓発事業

介護予防に向けた取組が主体的に実施できるように、介護予防に資する知識を普及するためのパンフレットの配布や運動教室等を実施します。今後、地域活動組織と連携し、普及・啓発に努めます。

② 地域介護予防活動支援事業

地域において自発的な活動が広く実施され、地域の高齢者が自ら活動に参加する地域社会の構築を目指し、ボランティア活動への支援及び介護予防に資する活動の支援を実施します。

今後、地域活動の把握に努め、支援範囲の拡大や支援方法を検討します。

③ 地域リハビリテーション活動支援事業

介護予防の取組の強化のため、介護予防事業や住民主体の通いの場に対して、理学療法士等のリハビリテーション専門職による助言等を行う体制を整備します。

(6) 包括的支援事業

① 介護予防マネジメント事業

被保険者が要介護状態等になることを予防するため、その心身の状況、置かれている環境その他の状態に応じて、選択に基づき介護予防事業及びその他の事業が包括的かつ効率的に提供されるよう、必要な援助を行います。なお、地域包括支援センターでは、別途、要支援1及び2の認定者に対する予防給付に係るマネジメントも行うため、要介護状態となる前から要支援認定者までの継続的なマネジメント機能を担います。

事業の実施にあたっては、地域包括支援センターと利用者及び事業者が、介護予防を目標に共通の情報を適宜交換しながら取り組んでいく必要があります。

今後、要支援者の増加に伴い、計画数の増加が見込まれるため、要介護状態の悪化防止に努め、介護予防サービスだけではなく、社会参加や生きがいづくりにつながる継続的、包括的なケアマネジメントを進めていく必要があります。また、二次予防対象者のケアマネジメントについては、二次予防対象者把握事業との連携を密にした事業の展開を図っていきます。

■事業実施状況(実績)

単位：人			
区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
作成(評価)件数	211	246	170

② 総合相談支援事業／権利擁護事業

被保険者の心身の状況、その居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、保健・医療・公衆衛生・社会福祉やその他の関係施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整、その他の被保険者の保健・医療の向上及び福祉の増進を図るための総合的な支援を行います。

被保険者に対する虐待の防止や早期発見のための事業、権利擁護のための必要な援助を行います。また、認知症高齢者が地域で生活していくための支援を強化します。

③ 包括的・継続的マネジメント事業

ケアマネジャーの日常的個別指導、支援困難事例等についてケアマネジャーへの助言・指導、地域におけるケアマネジャー間のネットワークづくり、医療との連携などにより、高齢者の一人ひとりの状態に応じた包括的・継続的マネジメントをするための後方支援を行います。

また、包括的・継続的にケアマネジメントを進めるために、保健・医療・福祉が円滑に連携できるネットワークづくりに努めます。

(7) 任意事業

介護方法の指導や要介護者の家族を支援するための事業、または、介護保険事業の運営の

安定化及び被保険者が地域で自立した日常生活を支援するための必要な事業を実施します。

① 介護給付等費用適正化事業

必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証や制度の趣旨、良質な事業展開のために必要な情報の提供等を行うことにより、介護費用適正化に関する意識啓発を行います。

② 認知症高齢者等見守りQRコード活用事業

認知症により徘徊する可能性のある高齢者等に関する情報を事前に登録し、高齢者が保護された際に、事前に交付したQRコードから早期に身元を特定できるようにすることで、家族への支援、地域での見守り体制を充実させます。

③ その他事業

1) 福祉用具・住宅改修支援事業

居宅介護支援（ケアプラン）の提供を受けていない要介護者等が住宅改修費の支給申請に係る理由書を作成した場合の経費を助成します。今後も高齢者が増加すると予測される中、安心して生活を送るための必要な事業として継続していきます。

2) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の村長の申立に要する経費や、低所得者に対して成年後見人等の報酬の助成を行う成年後見制度利用支援事業を実施します。

認知症高齢者の増加が予測される中、利用ニーズや、必要度も高まる事業であり、対象者の拡大などの課題も検討しながら、事業の推進を図っていきます。

3 介護保険サービスの現状

各給付費の実績は次のとおりです。

(1) 介護給付費

	実績			第8期 合計	第8期 計画値	進捗率
	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
(1) 居宅サービス						
訪問介護	6,925	7,059	10,811	24,795	27,972	88.6%
訪問入浴介護	0	0	0	0	0	—
訪問看護	1,309	1,075	1,797	4,181	3,306	126.5%
訪問リハビリテーション	1,160	808	1,409	3,377	7,962	42.4%
居宅療養管理指導	97	15	28	140	0	—
通所介護	880	313	0	1193	0	—
通所リハビリテーション	39	0	0	39	0	—
短期入所生活介護	4,659	4,264	4,017	12,940	2,741	472.1%
短期入所療養介護(老健)	0	0	901	901	0	—
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0	—
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0	—
福祉用具貸与	662	482	904	2,048	1,870	109.5%
特定福祉用具購入費	19	0	48	67	0	—
住宅改修費	120	0	178	298	5,480	5.4%
特定施設入居者生活介護	6,983	4,586	0	11,569	17,518	66.0%
(2) 地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0	—
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	—
地域密着型通所介護	4,447	4,311	6,533	15,291	17,824	85.8%
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	—
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	—
認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	—
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	—
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	5,897	9,652	7,077	22,626	19,055	118.7%
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	—
(3) 施設サービス						
介護老人福祉施設	9,754	13,741	16,610	40,105	30,535	131.3%
介護老人保健施設	26,176	25,507	18,006	69,689	63,464	109.8%
介護医療院	0	0	0	0	0	—
介護療養型 医療施設	0	0	62	62	0	—
(4) 居宅介護支援	3,025	2,742	3,559	9,326	8,676	107.5%
合計	72,152	74,555	71,940	218,647	206,403	105.9%

※令和5年度は見込額

(2) 介護予防給付費

単位:千円

	実績			第8期 合計	第8期 計画値	進捗率
	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
(1) 介護予防サービス						
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	—
介護予防訪問看護	991	865	720	2,576	3,363	76.6%
介護予防訪問リハビリテーション	336	883	408	1,627	3,200	50.8%
介護予防居宅療養管理指導	0	0	0	0	0	—
介護予防通所リハビリテーション	0	0	0	0	0	—
介護予防短期入所生活介護	0	0	0	0	0	—
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0	0	—
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0	—
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0	—
介護予防福祉用具貸与	133	233	202	568	840	67.6%
特定介護予防福祉用具購入費	41	32	0	73	0	—
介護予防住宅改修	177	330	150	657	1,092	60.2%
介護予防特定施設入居者生活介護	0	92	1,213	1,305	0	—
(2) 地域密着型介護予防サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	—
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	—
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	—
(3) 介護予防支援	604	802	579	1,985	507	391.5%
合計	2,282	3,237	3,272	8,791	9,002	97.7%

※令和5年度は見込額

(3) 地域支援事業費

単位:千円

	実績			第8期 合計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業				
訪問介護相当サービス	3,829	3,747	3,838	11,414
通所介護相当サービス	2,585	2,602	2,653	7,840
介護予防ケアマネジメント	383	310	301	994
上記以外	0	0	0	0
小計	6,797	6,659	6,792	20,248
(2) 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業				
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)	630	630	630	1,890
任意事業	0	0	0	0
小計	630	630	630	1,890
(3) 包括的支援事業(社会保障充実分)				
地域支援事業費 合計	7,427	7,289	7,422	22,138

※令和5年度は見込額

4 事業の円滑な実施に向けて

【現状と課題】

持続可能な介護保険制度を構築するため、適切に認定された要介護度に基づいて、利用者に必要なサービスを事業者が適正に提供し、介護報酬が正しく請求されているか、要介護認定と給付で点検を行い、介護給付の適正化を図っています。

また、介護保険制度を安定して円滑に運営し、制度への信頼性が高まるよう、事業者に対する啓発や指導・監査に取り組んでいます。高齢化の進行に伴う介護ニーズの増大により、介護人材の必要数は2025年度には全国で約32万人増(2019年度比)と見込まれています。一方で介護現場は離職率が高く、介護人材の不足が全国的な問題となっていることから、介護人材の確保や育成、定着が喫緊の課題となっています。

(1) 介護給付の適正化

取組	主な事業内容
要介護認定の適正化	村又は指定居宅介護支援事業所や施設のケアマネジャーが実施した認定調査の結果について、調査票の点検を行い、認定調査の平準化を図ります。
ケアプランの点検	ケアプランがケアマネジメントのプロセスを適切に踏まえ、受給者本位の自立支援につながるものとなっているか点検・評価を行います。点検・評価を通してより良いケアプランが作成されることを目指します。
縦覧点検	受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況(請求明細書内容)を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行います。

指標	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ケアプラン目標点検件数(件)	3	3	3

(2) 介護給付・介護予防給付サービスの円滑な実施の方策

介護保険サービスの円滑な提供とともに、第1号被保険者の介護保険料が、高齢者にとって

大きな負担となるような値上げを抑えるため、これまでの在宅重視の基本を今後も継続していきます。

第6期から創設されている新たなサービスをはじめ、住み慣れた地域での生活を支える地域密着型サービスなど各種サービスの推進に向けて、その課題等を踏まえながら、普及・促進に取り組みます。

そのためには、地域のニーズを的確に把握し、事業の計画的な整備に取り組みます。

また、地域密着型サービス事業者の指定、独自報酬の設定等の事務の運営にあたっては、サービス事業者の参入意向や、利用者の利用ニーズ等を詳細に検討しながら整備に力を入れていきます。

(3) 人材確保の方策

ケアマネジャー、ホームヘルパー、訪問看護師など、介護サービス従事者の質・量ともに充実を図り、地域包括支援センターの拡充に向けて、必要な人材の確保に努めています。

(4) サービス利用を容易にする方策

地域包括支援センターにおいて、これまで在宅介護支援センターが培ってきたノウハウを継承しながら、サービス利用者の相談等に対する適切な対応を行うとともに、行政の担当部署において、様々な相談・苦情等への対応を拡充していきます。

(5) 保健・医療・福祉の環境整備

高齢者保健福祉サービスや介護保険サービスの提供において、高齢者の自立を維持・促進していくためには、単品のサービス提供ではなく、複数の事業者による重層的なサービスの提供が必要不可欠なものとなります。

こうしたサービスの提供体制を拡充するため、事業者間の連携体制の拡充を図るとともに、より質の高い保健・医療・福祉サービスの提供に向けた環境整備に努めます。

(6) 在宅生活の維持推進に向けた方策

高齢者がいきいきと豊かに生活していくためには、介護が必要となっても高齢者自身の選択により、住み慣れた地域・居宅において生活できることが重要です。

そのために、よりきめ細かいサービスの提供を目指した在宅サービスの充実に努めます。

(7) 地域活動の活性化と社会参加機会の拡充に向けた方策

高齢者を地域全体で支えるためには、行政によるサービス提供のみではなく、地域における住民による主体的な活動が活性化されることが重要です。

また、高齢者の社会参加の場を拡充するためにも、住民活動や企業の活動との連携が重要になります。

このため、地域の住民活動や企業の活動に対する活動の場の提供、情報提供等を通じて、地域の様々な活動の活性化に努めます。

(8) 地域の多様な主体との連携に向けた方策

高齢者がいきいきと豊かに生活していくためには、行政の行う保健福祉サービスや介護サービスの提供のみならず、高齢者の生きがいづくりや社会参加の場の確保が重要となります。

このため、様々なボランティア活動、生きがいづくり活動等の地域住民活動、企業の活動と協働し、官民共同での生きがいづくり・社会参加の促進に努めます。

(9) 認知症高齢者のための方策

認知症高齢者の対策が今後の高齢者福祉における大きな課題として考えられています。

今後、地域包括支援センターにおける相談機能を強化し、認知症の早期発見、早期対応に努めることや、一般住民の正しい知識や理解が必要であるため、周知・啓発活動を行っていきます。

(10) 高齢者の人権尊重を推進するための方策

高齢者の豊かな生活を保障するものとして、高齢者的人権が尊重され、様々な被害から高齢者を守るための活動が重要です。

このため、成年後見制度の周知や利用の勧奨に努めるとともに、地域包括支援センターの地域支援事業と、社会福祉協議会で行われている日常生活自立支援事業の連携を深める等、高齢者的人権の尊重・擁護に向けた活動を拡充します。

第8章 介護サービス給付費等と介護保険料

I 介護給付費の推計

単位：千円

	R5	R6	R7	R8	R12	R17	R22	R27
(1) 居宅サービス								
訪問介護	10,811	5,726	5,726	4,894	4,581	3,435	3,435	3,435
訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問看護	1,797	1,300	1,300	947	947	650	650	650
訪問リハビリテーション	1,409	966	966	966	966	483	483	483
居宅療養管理指導	28	0	0	0	0	0	0	0
通所介護	0	0	0	0	0	0	0	0
通所リハビリテーション	0	0	0	0	0	0	0	0
短期入所生活介護	4,017	3,156	3,156	3,156	3,156	3,156	1,201	3,156
短期入所療養介護（老健）	901	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	904	503	611	560	452	400	371	400
特定福祉用具購入費	48	0	0	0	0	0	0	0
住宅改修費	178	0	0	0	0	0	0	0
特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 地域密着型サービス								
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	6,533	4,016	3,660	3,303	3,303	2,186	1,830	2,186
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	7,077	10,828	10,828	10,828	7,046	7,046	7,046	3,782
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0	0
(3) 施設サービス								
介護老人福祉施設	16,610	25,568	25,568	25,568	17,006	17,006	14,267	14,267
介護老人保健施設	18,006	15,826	15,826	15,826	12,584	9,759	9,759	9,759
介護医療院	0	0	0	0	0	0	0	0
介護療養型医療施設	62							
(4) 居宅介護支援	3,559	3,445	3,294	2,836	2,483	2,025	1,724	2,025
合計	71,940	71,334	70,935	68,884	52,524	46,146	40,766	40,143

2 介護予防給付費の推計

単位：千円

	R5	R6	R7	R8	R12	R17	R22	R27
(1) 介護予防サービス								
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	991	826	826	826	899	632	510	510
介護予防訪問リハビリテーション	336	483	483	483	483	483	483	483
介護予防居宅療養管理指導	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	133	203	203	203	203	165	165	165
特定介護予防福祉用具購入費	41	0	0	0	0	0	0	0
介護予防住宅改修	177	0	0	0	0	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 地域密着型介護予防サービス								
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	604	631	631	631	631	473	420	368
合計	2,282	2,143	2,143	2,143	2,216	1,753	1,578	1,526

3 地域支援事業費の見込額

単位：千円

	R5	R6	R7	R8	R12	R17	R22	R27
介護予防・日常生活支援総合事業費	6,792	6,820	6,850	6,870	5,488	4,845	4,260	3,953
訪問介護相当サービス	3,838	3,850	3,860	3,870	3,104	2,744	2,409	2,228
通所介護相当サービス	2,653	2,670	2,690	2,700	2,165	1,913	1,680	1,554
介護予防ケアマネジメント	301	300	300	300	219	188	171	171
上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0
包括的支援事業及び任意事業費	630	630	630	630	630	630	630	630
包括的支援事業（社会保障充実分）	0	0	0	0	0	0	0	0
地域支援事業費 合計	7,422	7,450	7,480	7,500	6,118	5,475	4,890	4,583

4 総給付費の推移と推計

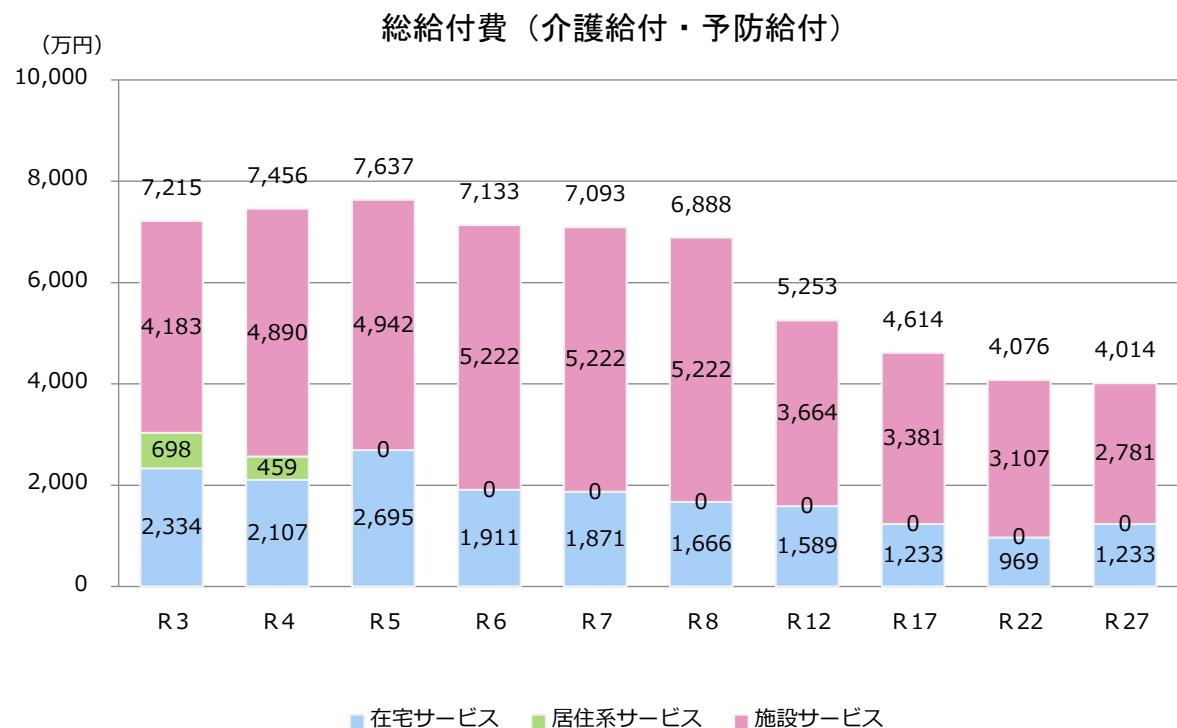
介護給付費と介護予防給付費を合わせた総給付費は、令和5年まで増加し、その後減少していくと見込んでいます。

施設サービスについては令和8年までは増加する見込みで、それ以降減少すると見込んでいます。

また在宅サービスについては、減少傾向にあります。

単位：万円

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R17	R22	R27
在宅サービス	2,334	2,107	2,695	1,911	1,871	1,666	1,589	1,233	969	1,233
居住系サービス	698	459	0	0	0	0	0	0	0	0
施設サービス	4,183	4,890	4,942	5,222	5,222	5,222	3,664	3,381	3,107	2,781
合計	7,215	7,456	7,637	7,133	7,093	6,888	5,253	4,614	4,076	4,014



5 第Ⅰ号被保険者の保険料について

第9期計画期間中の保険料

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	合 計
標準給付費見込額 (A)	82,039,697 円	81,603,137 円	79,129,985 円	242,772,819 円
総給付費	74,507,000 円	74,191,000 円	72,108,000 円	220,806,000 円
特定入所者介護サービス費等給付額	5,267,939 円	5,183,664 円	4,910,839 円	15,362,442 円
高額介護サービス費等給付額	2,018,387 円	1,986,326 円	1,881,782 円	5,886,495 円
算定対象審査支払手数料	63,112 円	62,048 円	58,744 円	183,904 円
地域支援事業費 (B)	7,930,000 円	7,960,000 円	7,980,000 円	23,870,000 円
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (C)	146 人	135 人	133.人	413 人
第 1 号被保険者負担分相当額 (D)	20,693,030 円	20,599,522 円	20,035,297 円	61,327,848 円
調整交付金相当額 (E)	標準給付費×全国平均調整交付割合 (5.0%)			13,237,641 円
	4,466,985 円	4,446,657 円	4,323,999 円	
調整交付金見込交付割合 (H)	17.04%	17.22%	16.85%	
調整交付金見込額 (I)	15,223,000 円	15,314,000 円	14,572,000 円	45,109,000 円
財政安定化基金拠出金見込額 (J)				0 円
審査支払手数料差引額 (K)	0 円	0 円	0 円	0 円
保険料収納必要額 (L)				28,176,489 円
保険料基準額 (月額)	$L \div \text{予定保険料収納率 (99.75\%)} \div C$			5,700 円

第10期計画期間以降の保険料の見込み

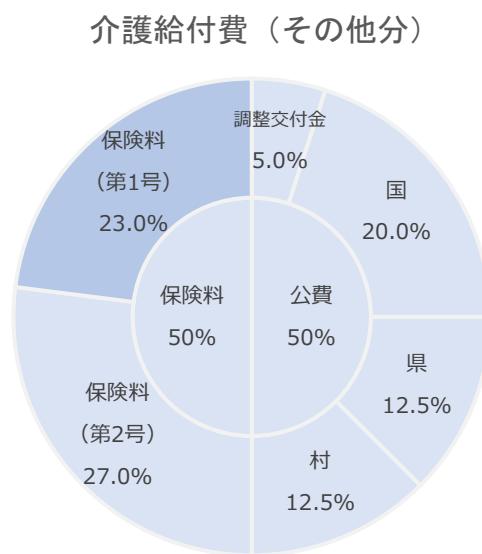
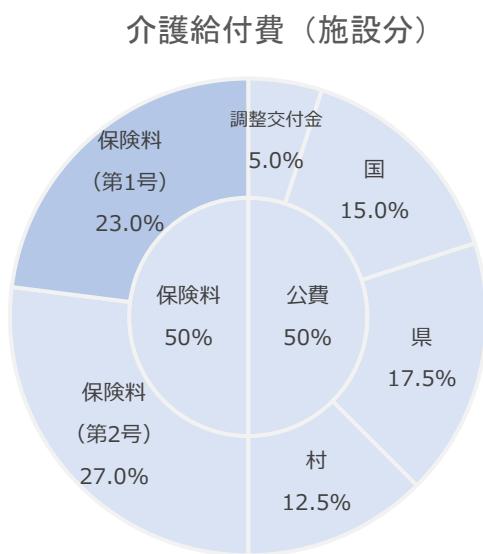
	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度	令和 27 年度
標準給付費見込額 (A)	61,720,923 円	53,624,184 円	47,471,843 円	46,785,843 円
総給付費	55,573,000 円	48,629,000 円	42,989,000 円	42,303,000 円
特定入所者介護サービス費等給付額	4,298,986 円	3,492,926 円	3,134,678 円	3,134,678 円
高額介護サービス費等給付額	1,645,026 円	1,336,584 円	1,199,498 円	1,199,498 円
算定対象審査支払手数料	52,248 円	42,448 円	38,080 円	38,080 円
地域支援事業費 (B)	6,598,370 円	5,955,214 円	5,370,074 円	5,063,972 円
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (C)	120 人	110 人	97 人	88 人
第 1 号被保険者負担分相当額 (D)	16,196,710 円	14,712,350 円	13,571,198 円	13,828,270 円
調整交付金相当額 (E)	標準給付費×全国平均調整交付割合 (5.0%)			2,529,291 円
	3,342,815 円	2,910,970 円	2,578,346 円	
調整交付金見込交付割合 (H)	15.91%	13.64%	13.24%	15.92%
調整交付金見込額 (I)	10,679,000 円	8,041,000 円	6,913,000 円	8,154,000 円
財政安定化基金拠出金見込額 (J)	0 円	0 円	0 円	0 円
審査支払手数料差引額 (K)	0 円	0 円	0 円	0 円
保険料収納必要額 (L)	9,012,095 円	9,801,319 円	9,436,494 円	8,406,441 円
保険料基準額 (月額)	6,257 円	7,370 円	8,051 円	7,949 円

6 介護保険料基準額の設定

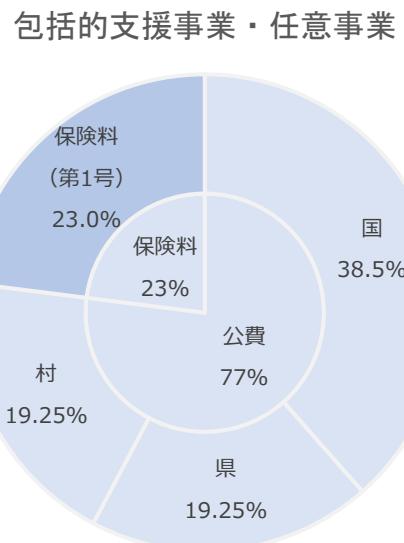
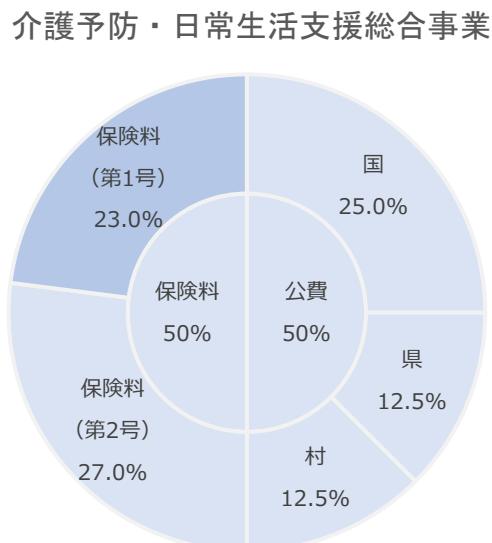
(1) 保険給付費の財源について

介護保険制度においては、介護保険事業にかかる費用のうち、1割から3割の利用者負担を除いた費用の財源割合が介護保険法によって定められており、原則として 50%を被保険者の保険料、50%を公費とされています。また、被保険者の保険料のうち、本計画期間は原則として 23%を第1号被保険者、27%を第2号被保険者が賄うことになります。

○介護給付費



○地域支援事業費



(2) 基準所得金額

第6期計画の保険料の標準9段階から第9期計画からは標準13段階への見直しを実施しました。

(3) 財政安定化基金の取り崩し

保険料率の増加の抑制を図るため、第5期計画から都道府県に設置されている財政安定化基金を取り崩すことが可能になりました。

(4) 介護予防訪問介護・通所介護の地域支援事業への移行

介護予防サービスのうち、介護予防訪問介護・通所介護サービスは、平成29年度から地域支援事業へ移行されています。

6 所得段階別第1号被保険者の保険料

第9期（令和6～8年度）の各所得段階別の保険料は下記のとおりとなっています。低所得高齢者の保険料の軽減をしています。

所得段階	保険料率 (軽減後)	対象者	軽減後・基金取崩後	
			月額保険料	年間保険料
第1段階	0.455 (0.285)	・生活保護を受給している方 ・老齢年金を受給している方で、世帯全員が市町村民税非課税の方で本人の年金収入が80万円以下の方	1,620	19,490
第2段階	0.685 (0.485)	・世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えて120万円以下の方	2,760	33,170
第3段階	0.690 (0.685)	・世帯全員が市町村民税非課税で、上記に該当しない方	3,900	46,850
第4段階	0.90	・本人が市町村民税非課税および前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下で、世帯の誰かが市町村民税を課税されている方	5,130	61,560
第5段階	1.00	・本人が市町村民税非課税で、世帯の誰かが市町村民税を課税されている方	5,700	68,400
第6段階	1.20	・本人が市町村民税を課税されていて、前年の合計所得金額が120万円未満の方	6,840	82,080
第7段階	1.30	・本人が市町村民税を課税されていて、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	7,410	88,920
第8段階	1.50	・本人が市町村民税を課税されていて、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	8,550	102,600
第9段階	1.70	・本人が市町村民税を課税されていて、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	9,690	116,280
第10段階	1.90	・本人が市町村民税を課税されていて、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	10,830	129,960
第11段階	2.10	・本人が市町村民税を課税されていて、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	11,970	143,640
第12段階	2.30	・本人が市町村民税を課税されていて、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	13,110	157,320
第13段階	2.40	・本人が市町村民税を課税されていて、前年の合計所得金額が720万円以上の方	13,680	164,160

第9章 計画の推進体制

I 介護給付等の適正化の基本方針

本村は、介護サービス利用者が真に必要とする良質なサービス提供と持続可能な介護保険制度の構築を目的に、介護給付等の適正化への取組を実施し、不適切な介護サービス、過剰な支給の削減に努めます。

2 適正化の内容・方針

(1) 要介護認定の適正化

■取組の概要-----

- ・一次判定から二次判定の軽重度変更率の地域差及び保険者内の合議体間の差等について分析を行い、また、認定調査項目別の選択状況について全国の保険者と比較した分析等を行います。

■今後の方針-----

- ・適切に認定調査が行われるよう実態を把握し、要介護認定調査の平準化に向けた取組を実施します。

(2) ケアプランの点検

■取組の概要-----

- ・介護保険制度の要であるケアマネジャーが作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、訪問又は書面等で点検及び支援を行います。

■今後の方針-----

- ・ケアマネジャーによる自己チェック及び村による評価を実施します。

(3) 縦覧点検・医療情報との突合

■取組の概要-----

- ・利用者ごとに介護報酬の支払状況（請求明細書内容）を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行います。
- ・利用者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行います。

■今後の方針-----

- ・必要に応じて、専門職種等の協力を得て、点検を推進します。

3 適正化への目標設定

事業	令和3年度～令和5年度の各年度	
	実施方法	実施目標
要介護認定の適正化	○村職員による認定調査結果の点検の実施	○適切に認定調査が行われるよう実態を把握し、要介護認定調査の平準化に向けた取組を実施
ケアプランの点検	○ケアマネジャーが作成したケアプランに対する点検の実施	○1事業所、半年に1件実施
縦覧点検・医療情報との突合	○縦覧点検 国保連委託により実施 ○医療情報との突合 国保連委託により実施	○全件実施

4 目標指標の設定

(1) 推進体制

本計画は、高齢者に関する総合的な計画であり、その範囲が広範にわたるため、行政のみならず民間団体や保健・福祉・医療・介護・防災等の各機関との連携が欠かせないものになります。したがって、庁内の連携強化を図るとともに、関係機関や住民、地域団体に計画の趣旨や内容の周知を図り、連携の強化、協力体制づくりを進めます。

(2) 情報発信

介護保険サービス、健康づくりや介護予防に関する保健事業や福祉事業・地域福祉活動等様々なサービスや制度を含め、本計画について住民への周知を図るため、広報やパンフレット、ホームページ等の媒体や各種事業を通して、情報発信・広報活動を行います。

(3) 計画の数値目標や取組の進捗状況の点検・評価

計画における数値目標や取組の進捗状況について最低年1回以上点検・評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

指標名	指標の説明	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護認定率	要介護認定者/65歳以上人口	28.1%	30.0%	30.0%	30.0%
1人当たりの給付費	総給付費/65歳以上人口	457,305円	460,000円	470,000円	480,000円

第10章 資料編

用語説明

語 句	解 説
介護予防事業	元気な人も支援や介護が必要な人も生活機能の低下や重度化をできるだけ防ぎ、自分らしい生活を実現できること。具体的には、日頃から健康管理を行い高齢期にあった健康づくりを行うことをさす。
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	入所定員が30人以上の特別養護老人ホームであって、身体上または精神上著しい障害があるため常時の介護を必要とする寝たきり認知症の要介護者で、居宅では適切な介護を受けられない人に、施設サービス計画に基づいて入浴・排泄・食事・その他日常生活上の世話・機能訓練・健康管理及び療養上の世話をを行う入所施設。
介護老人保健施設	慢性疾患の病状が安定期にあるため、入院による積極的医療はないが、機能訓練や介護を必要とする寝たきり高齢者などを対象とする入所施設のこと。病院を退院した後、家庭への復帰を目指すための中間施設として位置付けられる。介護保険における介護施設とされているため、入所するには要介護認定が必要。
介護療養型医療施設	長期療養が必要な高齢者のための医療機関で、医療を提供できる機能をもちつつ、介護に重点を置いている。
居宅介護支援 (介護予防支援)	要介護(要支援)認定者のケアプランの作成やサービス事業者等との連絡調整を行うこと。
ケアプラン	要介護(要支援)認定者や家族の希望を取り入れ、サービス担当者会議で、専門家の協議により利用者のニーズと生活上の問題解決のために具体的なサービスに関する介護支援計画のこと。
ケアマネジャー (介護支援専門員)	要介護(要支援)認定者からの介護サービスの利用に関する相談や適切な居宅サービス・施設サービスを利用できるようケアプランの作成やサービス事業者等との連絡調整を行う専門職。

	語 句	解 説
	権利擁護	人間としての権利を保障することで、英語のアドボカシーの訳語。高齢者や障害のある人など「弱い立場」にある人々の人権侵害（財産侵害や虐待等）が起きないようにすることや自己の権利やニーズを表明することが困難な人に代わり、援助者が代理として権利やニーズ表明を行うことをいう。
	高齢社会	国連の定義では14%を超える社会は高齢社会と呼ばれる。 明確な定義がされてはいないが、21%以上が超高齢社会と呼ばれる。
サ 行	小規模多機能型 居宅介護	「通い（日中ケア）」を中心に、利用者の状態や希望、家族の事情などに応じて、随時訪問「訪問（訪問ケア）」や「泊まり（夜間ケア）」を組み合わせるなどして在宅生活の継続を支援するサービス。
タ 行	地域密着型介護老人 福祉入居者生活介護	定員29人以下の特別養護老人ホームに入居している要介護者に施設サービス計画に基づき、日常生活上の世話・機能訓練・健康管理及び療養上の世話をするサービス。
	地域密着型特定施設 入居者生活介護	定員29人以下の有料老人ホームやケアハウス等に入居している要介護者等について、その施設が提供する介護サービスを保険対象として提供する。
	地域包括支援 センター	地域において、①介護予防ケアマネジメント事業、②総合相談支援事業、③地域包括ケア体制整備（包括的・継続的マネジメント事業）、④高齢者の虐待の防止・早期発見及び権利擁護事業の4つの基本的な機能をもつ総合的なマネジメントを担う中核機関。
	通所介護（デイサービ ス）・通所リハビリテーシ ョン（デイケア）	通所介護とは、居宅の要介護者等がデイサービスセンターに通い、入浴や食事の提供、その他日常生活上の世話や機能訓練を日帰りで受けるサービスのこと。通所リハビリテーションとは、介護老人保健施設や病院・診療所などにおいて、医学的管理下で機能訓練等を日帰りで受けるサービスのこと。
	二次予防対象者	生活機能評価検査の結果、要支援・要介護状態となるおそれのある高齢者のこと。

	語 句	解 説
ナ 行	認知症	脳の障害によって起こる病気で、アルツハイマー型と脳血管性の大きく2つに分けられる。短期間に急激に脳の機能が低下する傾向にあり、老化による機能の低下とは異なる。
	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	要介護状態で中程度の認知症の要介護者が5~9人程度で共同生活を営む形態であって、専任の世話人により入浴・排泄・食事等の介護その他日常生活上の世話や機能訓練を行うサービス。
ハ 行	福祉用具貸与・購入	福祉用具貸与は車いすや特殊寝台など 12 種目の福祉用具の貸与を行うサービス。福祉用具購入は国が定める特定福祉用具について、購入に要した費用を助成するサービス。
ハ 行	訪問介護(ホームヘルプサービス)	心身の障害などのために、日常生活を営む上で支障のある高齢者や障害者の世話に対して、ホームヘルパーを派遣して日常生活上の援助を行うこと。通所介護(デイサービス)、短期入所(ショートステイ)と並んで、在宅福祉施策の3本柱の1つとされている。
	訪問看護	看護師などが居宅を訪問して、療養上の世話または必要な診療の補助を行うサービス。
	訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士などが居宅を訪問して、理学療法や作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うサービス。
ヤ 行	夜間対応型訪問 介護	ホームヘルパーが、夜間に定期的な巡回訪問または通報を受けて日常生活を営むのに、支障のある要介護者等のいる家庭を訪問し、在宅での生活が安心して継続できるように、家事や介護の世話をするサービス。
	要介護者	要介護状態にある 65 歳以上の人及び特定疾病が原因で要介護状態にある 40 歳以上 65 歳未満の人を要介護者という。また、要介護者となるおそれのある人のことを要支援者という。なお、要支援者は施設サービスが受けられない。
	要介護状態	身体上または、精神上障害があるために、入浴、排泄、食事等の日常生活における基本動作について、継続して常時介護が必要と見込まれる状態を要介護状態という。また、要介護状態になるおそれのある状態を要支援状態という。

令和 6 年 3 月

**北山村
第 9 期介護保険事業計画
及び高齢者福祉計画**

発行：和歌山県東牟婁郡北山村

和歌山県東牟婁郡北山村大沼 42
〒647-1603 TEL(0735) 49-2331
